第三十九条第四号中「第二百五条第一項第二十二号」を「第二百五条第一項第二十四号」に改める。

第三十九条の九の二第一項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第三十九条の十中「漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第七号に掲げる母船式捕鯨業に従事する船舶」を「漁業法第三十六条第一項の許可を受けた船舶であつて母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。）に従事するもの」に改める。

第四十六条の二第一項中「第二百九十二条第一項第十一号イ又はロ」を「第二百九十二条第一項第十一号ロ」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条の二の二の見出しを「（ひとり親の範囲）」に改め、同条第一項各号」を「前条各号」に、「夫」を「配偶者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第二百九十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年（第四十六条の三から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。）の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）とする。

第四十六条の二の三を削り、第四十六条の二の四を第四十六条の二の三とする。

第四十八条の七第一項の表第七条の十五第一号の項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に、「第三百十四条の二第八項第一号イ」を「第三百十四条の二第七項第一号イ」に改め、同表第七条の十五第二号の項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改め、同表第七条の十五の二各号の項中「第三十四条第八項第二号ニ」を「第三十四条第七項第二号ニ」に、「第三百十四条の二第八項第二号ニ」を「第三百十四条の二第七項第二号ニ」に改め、同表第七条の十五の三第一項の項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に、「第三百十四条の二第八項第一号」を「第三百十四条の二第七項第一号」に改め、同表第七条の十五の三第二項の項中「同条第八項第三号」を「同条第七項第三号」に、「第三百十四条の二第八項第三号」を「第三百十四条の二第七項第三号」に改め、同表第七条の十五の三第三項の項中「同条第八項第四号」を「同条第七項第四号」に、「第三百十四条の二第八項第四号」を「第三百十四条の二第七項第四号」に改め、同表第七条の十五の四第二号の項中「第三十四条第八項第三号」を「第三十四条第七項第三号」に、「第三百十四条の二第八項第三号」を「第三百十四条の二第七項第三号」に改め、同表第七条の十五の五第一号の項中「第三十四条第七項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に、「第三百十四条の二第八項第一号イ」を「第三百十四条の二第七項第一号イ」に改め、同表第七条の十五の五第二号の項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に、「第三百十四条の二第八項第一号ハ」を「第三百十四条の二第七項第一号ハ」に改め、同表第七条の十五の九第四項の項中「第三百十四条の二第八項第一号ハ」を「第三百十四条の二第七項第一号ハ」に改め、同表第七条の十五の十二第一号の項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に、「第三百十四条の二第八項第一号イ」を「第三百十四条の二第七項第一号イ」に改め、同表第七条の十五の十二第二号の項中「第三十四条第八項第一号ロ」を「第三十四条第七項第一号ロ」に、「第三百十四条の二第八項第一号ロ」を「第三百十四条の二第七項第一号ロ」に改め、同表第七条の十五の十二第三号の項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に、「第三百十四条の二第八項第一号ハ」を「第三百十四条の二第七項第一号ハ」に改め、同表第七条の十五の十三の項中「第三百十四条の二第八項第四号イ」を「第三百十四条の二第七項第四号イ」に改め、同条第四項中「第三百十四条の二第八項第一号に」を「第三百十四条の二第七項第一号に」に、「第三百十四条の二第八項第一号イ」を「第三百十四条の二第七項第一号イ」に、「第三百十四条の二第八項第二号ニ」を「第三百十四条の二第七項第二号ニ」に、「第三百十四条の二第八項第六号ロ」を「第三百十四条の二第七項第六号ロ」に改め、同条第五項中「第三百十四条の二第十一項」を「第三百十四条の二第十項」に改める。

第四十八条の七の次に次の一条を加える。

（法第三百十四条の六第一号イの表の政令で定めるひとり親）

第四十八条の七の二　法第三百十四条の六第一号イの表の(3)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち父である者とする。

2　法第三百十四条の六第一号イの表の(4)に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち母である者とする。

第四十八条の十二の二第二項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改める。

第四十九条の三及び第四十九条の四を削り、第四十九条の二の二を第四十九条の四とする。

第四十九条の二（見出しを含む。）中「第三百四十三条第七項」を「第三百四十三条第八項」に改め、同条を第四十九条の三とする。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（法第三百四十三条第五項の所有者の探索の方法）

第四十九条の二　法第三百四十三条第五項に規定する政令で定める方法は、固定資産の所有者の住所及び氏名又は名称その他の当該固定資産の所有者の存在を明らかにするために必要な情報（第二号から第四号までにおいて「所有者情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一　当該固定資産（償却資産を除く。）の登記事項証明書の交付を請求すること。

二　当該固定資産の使用者と思料される者その他の当該固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものに対し、当該所有者情報の提供を求めること。

三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他の前二号の措置により判明した当該固定資産の所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されていると思料される住民基本台帳、登録原票（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第三十三条の規定により法務大臣に送付された同法附則第十七条第一項に規定する登録原票をいう。次号において同じ。）、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る所有者情報の提供を求めること。

四　登記名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票、登録原票、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該固定資産に係る所有者情報の提供を求めること。

五　前号の措置により判明した当該固定資産の所有者と思料される者が個人である場合には、当該個人又は官公署に対して、当該固定資産の所有者を特定するための書面の送付その他の総務省令で定める措置をとること。

第五十一条の十七を削る。

第五十二条（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二項」を「第三百四十九条の三第一項」に改める。

第五十二条の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三項」を「第三百四十九条の三第二項」に改める。

第五十二条の二の二の見出し及び同条第一項中「第三百四十九条の三第四項」を「第三百四十九条の三第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第三百四十九条の三第三項に規定する国の補助金又は交付金で政令で定めるものは、五百万円以上の国の補助金又は交付金とする。